

告 示 第 2 号

令和7年2月10日

鹿児島市船舶事業管理者

船舶局長 橋口 訓彦

鹿児島市船舶局広告取次人の指定に係る資格審査申請書の受付について（告示）

鹿児島市船舶局広告取扱規程第3条に基づく広告取次人の指定に係る資格審査申請書の受付について、下記のとおり告示します。

記

1 資格審査の対象者

令和7・8年度において鹿児島市船舶局広告取扱規程第2条に規定する広告の掲出場所への広告掲出の斡旋勧誘をして、広告の掲出をしようとする者に代わり広告の掲出申請を行う広告取次人としての指定を受けようとする者

2 申請書の受付期間等

(1) 受付期間

告示日から令和7年2月26日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

3 申請書類

(1) 広告取次人資格審査申請書（様式第1）

(2) 商業登記簿謄本（個人の場合、身分証明書）〔写し可〕

(3) 定款

(4) 印鑑証明書

(5) 納税証明書〔ア・イともに写し可〕

ア 鹿児島市発行の市税納税証明書（なお、鹿児島市内に営業所等がない場合で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の市区町村発行の法人市町村民税納税証明書）

イ 税務署発行の消費税及び地方消費税納税証明書

(6) 直近の営業年度の決算書（個人の場合、所得額証明書）

(7) 営業経歴書

(8) 代理人届（様式第2）（本社から営業所等に委任する場合）

(9) 使用印鑑届（様式第3）（申請の際、実印と異なる印鑑を使用する場合）

※ 各提出書類は、令和7年2月1日現在の情報で作成し、押印の部分については、必ず実印を使用すること。

※ 証明書類は、証明年月日が書類提出日前3か月以内のものとする。ただし、納税証明書については、直近のものを提出すること。

4 提出部数

1部

5 申請書の受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市桜島横山町6-1番地4

鹿児島市船舶局営業課（桜島港フェリーターミナル2階）

電話 099-293-4785

6 広告取次人の資格審査要件

次に掲げる要件をすべて満たす者

(1) 破産者でない者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく更生手続開始の申立てのいずれも行っていない者

(3) 所在地の納期到来分の市町村民税並びに消費税及び地方消費税を完納している者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(5) 広告業務に相当の経験を有し、資力及び社会的信用を備え、広告取次人として十分な能力を有し、広告業務の取扱実績がある者

(6) 県内に主たる事務所又は営業所等を設置しているものであること

7 指定の通知

広告取次人の要件を満たしていると認めた者については、鹿児島市船舶局広告取次人指定通知書（様式第4）により令和7年4月1日（火）までに通知する。